

令和6年度募集要項

専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座

社会福祉士学科

2024

昼間課程
(通学)

通信課程

附帯教育事業

学校法人 宮崎総合学院



宮崎福祉医療カレッジ

厚生労働大臣指定 / 社会福祉士一般養成施設、介護福祉士養成施設、附帯教育事業

〒887-0013 日南市木山2丁目4番50号

TEL 0987-21-1510 FAX 0987-21-1520

URL <https://www.fukushiiryou.ac.jp> E-mail mfic@msg.ac.jp

お問い合わせ先

社会福祉士学科宮崎教室

〒880-0801 宮崎市老松1丁目3番7号

TEL 0985-60-1440 FAX 0985-60-1450

CONTENTS

① 募集学科・課程・修業年限・定員	1
② 入学資格	1
③ 入試日程	1
④ 出願書類	2
⑤ 学費・諸費	3
⑥ 本校における社会福祉士の資格取得の流れ	6
⑦ 社会福祉士学科・年間スケジュール	7
⑧ 社会福祉士実習施設一覧表	8
⑨ 介護福祉士実習施設一覧表	9
⑩ 相談援助業務・指定施設に関する資料	10
入学願書の記入方法	19
実務経験証明書（個票）〈福祉関係施設（事務所）職員用〉の記入方法	19
実務経験証明書（個票）〈医療機関職員用〉の記入方法	20
修学支援申請書の記入方法	20
実務経験申告書の記入方法	21

《提出書類》

- ・（様式1）入学願書
- ・（様式2）実務経験申告書
- ・（様式3）実務経験証明書（個票）〈福祉関係施設（事務所）職員用〉
- ・（様式4）実務経験証明書（個票）〈医療機関職員用〉
- ・（様式5）小論文
- ・（様式6）修学支援申請書
- ・（様式7）社会福祉士学科AOエントリーシート

1 募集学科・課程・修業年限・定員

学科・課程	修業年限	入学定員
社会福祉士学科 昼間課程(通学)	1年	20名
社会福祉士学科 通信課程	1年6ヵ月	100名 (宮崎会場60名・鹿児島会場40名)

2 入学資格 ※社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第6条

入学資格は、次の条件の何れかを満たした方になります。

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第三項各号に規定する者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第六項に規定する者であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第九項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
- (4) 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者

※通信課程における募集対象地域は、宮崎県及び鹿児島県在住の方になります。

※相談援助業務の実務経験期間（年数）は、令和6年3月31日が基準日となります。

※指定施設及び相談援助業務の範囲の詳細については、⑩を参照してください。

3 入試日程

【昼間課程（通学）＜修業年限：1年＞】

	出願期間（消印有効）	入学試験	可否通知発送	手続期日
第1回	令和5年10月2日(月)～10月20日(金)	書類選考・面接	11月3日(金)	11月30日(木)
第2回	令和5年11月1日(水)～11月20日(月)	書類選考・面接	12月8日(金)	12月30日(土)
第3回	令和5年12月1日(金)～12月20日(水)	書類選考・面接	1月12日(金)	1月31日(水)
第4回	令和6年1月1日(月)～1月20日(土)	書類選考・面接	2月9日(金)	2月29日(木)
第5回	令和6年2月1日(木)～2月20日(火)	書類選考・面接	2月23日(金)	3月9日(土)

※入学願書、小論文、諸証明書の確認等による書類選考の上、面接試験を実施します。

【通信課程＜修業年限：1年6ヵ月＞】

	出願期間（消印有効）	入学試験	可否通知発送	手続期日
第1回	令和5年10月2日(月)～10月20日(金)	書類選考	11月3日(金)	11月30日(木)
第2回	令和5年11月1日(水)～11月20日(月)	書類選考	12月8日(金)	12月30日(土)
第3回	令和5年12月1日(金)～12月20日(水)	書類選考	1月12日(金)	1月31日(水)
第4回	令和6年1月1日(月)～1月20日(土)	書類選考	2月9日(金)	2月29日(木)
第5回	令和6年2月1日(木)～2月20日(火)	書類選考	2月23日(金)	3月9日(土)

※宮崎県及び鹿児島県以外に居住されている方は、出願することはできません。

※入学願書、小論文、諸証明書の確認等による書類選考の上、入学を許可します。

※ソーシャルワーク実習が必要な方は、実習の概要を説明した後に願書を受理します。出願前に学校へご連絡頂くか学校説明会へご参加ください。

※出願期間内に届くようにしてください。

※第1回及び第2回で定員に達した場合は、それ以降の募集は行いません。第5回出願期間を終え、入学定員に達していない場合は追加募集を行います。出願前に応募状況をご確認ください。

4 出願書類

下記の項目を確認して郵送してください。

昼間課程の申し込み	通信課程の申し込み
<input type="checkbox"/> 入学願書（写真添付のこと）	<input type="checkbox"/> 入学願書（写真添付のこと）
<input type="checkbox"/> 卒業（見込）証明書（大学・短大等） ※卒業証明書の名前が旧姓の場合、改姓が証明できる戸籍抄本等（コピー可）も必要になります。	<input type="checkbox"/> 卒業（見込）証明書（大学・短大等） ※卒業証明書の名前が旧姓の場合、改姓が証明できる戸籍抄本等（コピー可）も必要になります。
<input type="checkbox"/> 実務経験申告書（該当する方）	<input type="checkbox"/> 実務経験申告書（該当する方）
<input type="checkbox"/> 実務経験証明書（該当する方）	<input type="checkbox"/> 実務経験証明書（該当する方）
<input type="checkbox"/> 小論文（600字程度）	<input type="checkbox"/> 小論文（600字程度）
<input type="checkbox"/> 修学支援申請書（該当する方）	<input type="checkbox"/> 修学支援申請書（該当する方）
<input type="checkbox"/> 入学選考料（20,000円）（普通為替証書）	<input type="checkbox"/> 入学選考料（10,000円）（普通為替証書）
<input type="checkbox"/> 返信用封筒1通（94円切手貼付 長形3号（120mm×235mm） 住所・氏名を記入）	<input type="checkbox"/> 返信用封筒1通（94円切手貼付 長形3号（120mm×235mm） 住所・氏名を記入）
<input type="checkbox"/> AO入試出願許可証（AO入試の方）	

【通信課程受講の留意点】

通信課程の修了の認定については、所定のレポートの全科目合格及びスクーリングに求められる出席時間を全て出席し、到達テストなどで合格の評価を得ることが必要になります。さらにソーシャルワーク実習が必要な方は、規定時間以上の実習指導を受け、実習指導者等の評価が加わります。事前に所属長から、スクーリングやソーシャルワーク実習の参加について了解を得てお申し込みください。

5 学費・諸費

【昼間課程（通学）】

納入期限	入学金	授業料	施設整備費 ^{a)}	維持費 ^{a)}	諸費 ^{a)}	合計
入学手続き時	200,000	—	120,000	100,000	—	420,000
3月末日	—	300,000	—	—	220,000	520,000
7月末日	—	300,000	—	—	—	300,000
合計（一括納入）	200,000	600,000	120,000	100,000	220,000	1,240,000

※入学手続き終了後、3月31日までに所定の入学辞退届出が提出された場合、授業料等を返還します。（選考料・入学金は除く）

a)教育訓練給付金の対象外です。

【通信課程】

ソーシャルワーク実習が免除の場合

納入期限	入学金	授業料	スクーリング	実習費	諸費 ^{a)}	合計
入学手続き時	30,000	110,000	55,000	—	30,000	225,000
7月末日	—	100,000	55,000	—	—	155,000
合計（一括納入）	30,000	210,000	110,000	—	30,000	380,000

ソーシャルワーク実習が必要な場合 ①180時間（専門職資格あり）

介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者で実習が必要な者は実習時間が軽減されます。

納入期限	入学金	授業料	スクーリング	実習費 ^{a)}	諸費 ^{a)}	合計
入学手続き時	30,000	110,000	125,000	—	30,000	295,000
7月末日	—	100,000	—	85,000	—	185,000
合計（一括納入）	30,000	210,000	125,000	85,000	30,000	480,000

ソーシャルワーク実習が必要な場合 ②240時間（専門職資格なし）

納入期限	入学金	授業料	スクーリング	実習費 ^{a)}	諸費 ^{a)}	合計
入学手続き時	30,000	110,000	125,000	—	30,000	295,000
7月末日	—	100,000	—	115,000	—	215,000
合計（一括納入）	30,000	210,000	125,000	115,000	30,000	510,000

※テキストは授業料の中に含まれます。

※指定図書を使った印刷教材学習とレポート作成が課せられます。

※入学手続き終了後、3月31日までに所定の入学辞退届出が提出された場合、授業料等を返還します。（選考料・入学金は除く）

a)教育訓練給付金の対象外です。

修学支援制度

① キャリアパス支援制度

【社会福祉士実習指定施設対象及び介護福祉士実習指定施設対象】

通信課程に出願された方で、社会福祉士実習指定施設及び介護福祉士実習指定施設に勤務している職員の場合、選考料及び、入学金を免除させていただきます。学生の修学支援並びに組織の人材育成支援を図る制度です。

※実習施設一覧表に記載されている施設名及び施設種別にある事務所が対象となります（本紙8、9ページ）。

② ライセンス取得支援制度

1. 第1回出願期間中に昼間課程に出願された方で、大学卒業後3年以内の場合、選考料及び、入学金を全額免除させていただきます。国家資格取得と就職斡旋をサポートします。
2. 民間企業から福祉・医療分野等への転職を決め、第1回出願期間中に昼間課程に出願された方を対象に、選考料及び、入学金を全額免除させていただきます。

③ スキルアップ支援制度…通信課程のみ

精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、看護師の資格をすでに取得している場合、選考料（1万円）を免除させていただきます。さらにスキルアップを目指す学生を応援します。

※修学支援制度の利用にあたり、（様式6）修学支援申請書の提出が必要となります。（本紙33ページ）

専門実践教育訓練給付制度

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

①教育訓練給付金支給要件回答書による教育訓練給付金の受給資格有無の確認、②訓練前キャリアコンサルティング、③ジョブカードの作成等の手続きを、ご本人が原則として、受講開始日（4月1日）の1ヶ月前までに行う必要があります。手続きに時間を要することや、いくつかの必要書類がありますので、お早めに最寄りのハローワークにてご確認いただくか、厚生労働省ホームページにあるリーフレットにてご確認ください。

（例1）通信課程でソーシャルワーク実習が必要な方は、教育訓練費の50%（総額182,500円）が、6か月ごとに分割（3回）で給付されます。さらに社会福祉士国家資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、教育訓練費の20%（73,000円）が追加支給されます。

（例2）通信課程でソーシャルワーク実習が免除な方は、教育訓練費の50%（総額175,000円）が、6か月ごとに分割（3回）で給付されます。さらに社会福祉士国家資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、教育訓練費の20%（70,000円）が追加支給されます。

（例3）昼間課程の方は、専門実践教育訓練給付金の上限額（400,000円）が、6か月ごとに分割（2回）で給付されます。さらに社会福祉士国家資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、教育訓練費の上限額（160,000円）が追加支給されます。

ただし、他の修学支援制度を利用する場合は、上記の金額と異なる場合があります。

※入学までに、ご本人が直接ハローワークにて申請し、手続きを完了する必要があります。

奨学金等制度

- ① **社会福祉士修学資金等貸付制度（令和5年度の場合）** ※令和6年度は、変更の可能性があります。
【貸付額】
・修学資金/月額50,000円以内
・入学準備金/200,000円以内（貸付け初回）
・就職準備金/200,000円以内（貸付け最終回）
・生活費加算/月額最高30,000円*
※申請時に生活保護費受給世帯のみ対象
(貸付けの初回に入学準備金、最終回に就職準備金として、それぞれ20万円以内を加算することができます。)
【返還免除】
宮崎県内の養成施設を卒業した日から1年以内に、社会福祉士の登録を行い宮崎県内において、介護又は相談援助の業務に従事し、以後5年間*当該業務に従事した場合に貸付金の全額が返還免除されます。
※3年間の地域（過疎地域）もあります。
- ② **国の教育ローン（日本政策金融公庫）**
日本政策金融公庫または、最寄りの銀行でご相談ください。
教育ローンコールセンター 電話 0570-00-8656
- ③ **宮崎県育英資金（無利子）…昼間課程のみ**
宮崎県内在住 貸与月額 自宅 52,000円 自宅外 59,000円
- ④ **生活福祉資金（教育支援金）**
詳しくは、最寄りの市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- ⑤ **学費サポートプラン**
入学金や授業料などの納付金を簡単な申し込み手続きで、ご利用いただける学費の分割納入制度です。本校と、オリエントコーポレーション又は、セディナとが連携して実施する独自の制度。卒業後の分納が可能で、分納回数が多いのが特徴。連帯保証人は原則不要。
本校のホームページから申し込めます。
- ⑥ **日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金…昼間課程のみ**
奨学金の種類と金額
・第一種奨学金（無利子）…自宅通学：月額2万円、3万円、4万円、5万3千円より選択
自宅外通学：月額2万円、3万円、4万円、5万円、6万円より選択
・第二種奨学金（有利子）…2万円、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円、8万円、9万円、10万円、11万円、12万円より選択（いずれも毎月振込）
・入学時特別増額貸与奨学金（有利子貸与制度）…10万円、20万円、30万円、40万円、50万円より選択（いずれも入学時に一度のみ）
返還…貸与総金額によって、返還年数及び返還金額は変動（返還は年払・半年払・月払あり）

専門実践教育訓練給付制度の受給要件を満たす者が受講する場合において、社会福祉士修学資金等の貸付けも併用して受けられるようになりました。（令和2年度より）

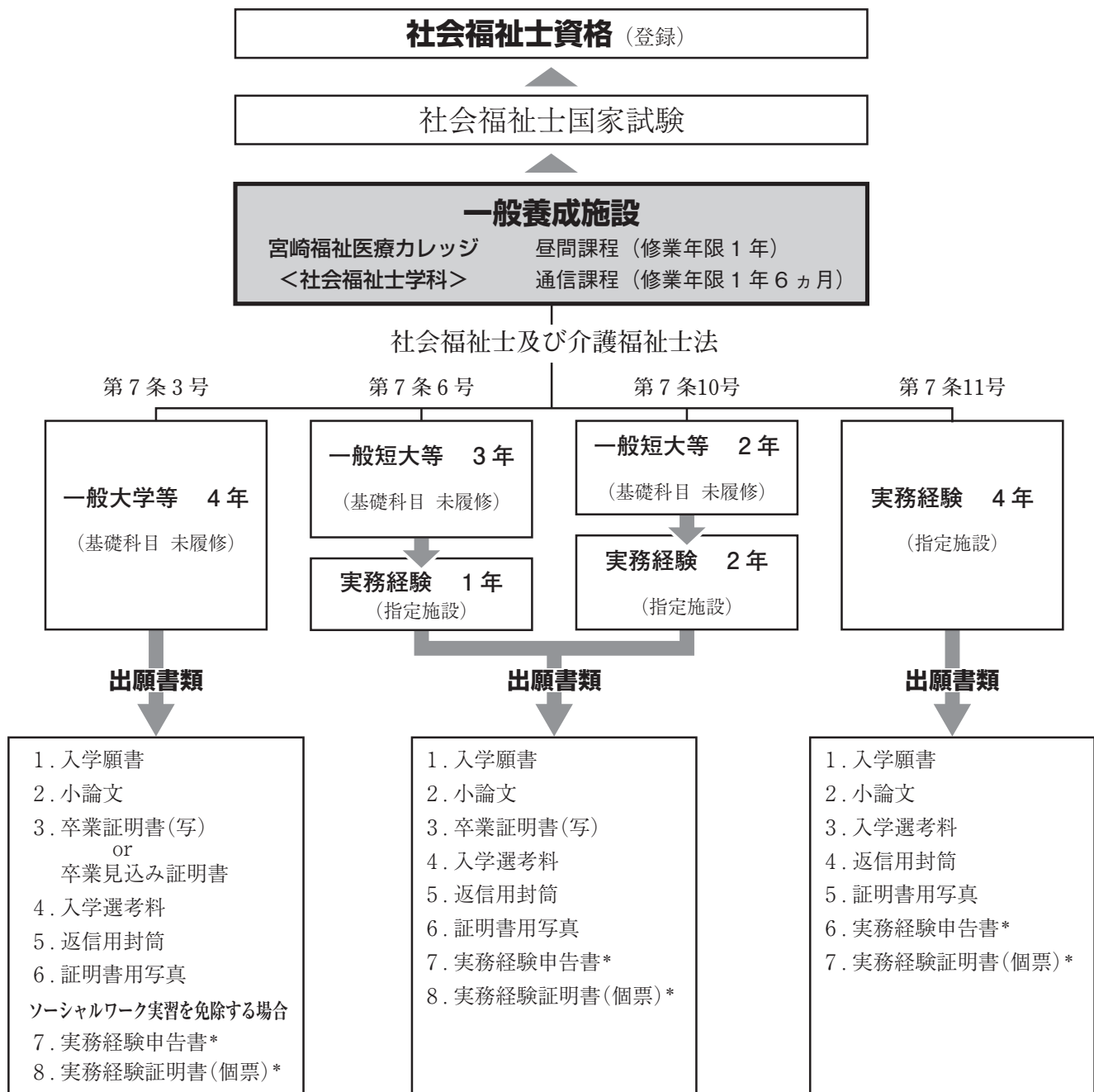
学費等分納制度

昼間課程のみ（若干名）

希望者に対して、小論文・面接により審査、授業料等を分納する制度（入学金除く）です。

入学時	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
22万円	8万円	8万円	8万円	8万円	12万円	8万円	8万円	8万円	12万円

6 本校における社会福祉士の資格取得の流れ



注) *マークの実務経験申告書と実務経験証明書（個票）は、必ずセットで提出してください。

よくあるご質問

(1) 一般大学等及び一般短大等について

一般大学等とは、日本国内の大学、大学院（学部、専攻問わず）等のことであり、一般短大等とは、日本国内の短期大学、専門学校（専門課程をもつ専修学校、各種学校（大学に入学できる者が入学できる学校のみ））等のことです。

※専修学校・各種学校認可を受けていない看護師養成校（例 准看護学校）、保育士養成施設等は除きます。



また、海外の大学については、学校教育法上どのような種類の学校にあるのか、卒業校におたずねください。

(2) 実務経験（指定施設）について

厚生労働省の通知により、指定された範囲以外の施設種類または職種での申告は、入学資格、実習免除の実務経験と認められないことになっています。相談援助業務・指定施設に関する資料（本紙10～18ページ）をご確認ください。

※実務経験と認められない職種例は、施設長、介護員（介護福祉士）、ホームヘルパー（訪問介護員）、事務員、調理員等です。

7 社会福祉士学科・年間スケジュール

月	昼間課程	月	通信課程		
令和6年 3	<p>入学 宿泊研修</p>  <p>入学式 (4月)</p>  <p>宿泊研修 (4月)</p>  <p>実習報告会 (10月)</p>  <p>聖慈祭 (11月)</p>	令和6年 3	<p>入学前オリエンテーション<全員> 3/10(日) 宮崎会場・鹿児島会場 3/17(日) 宮崎会場・鹿児島会場</p>		
4		<p>前期15週</p> <p>○国家試験手続き ソーシャルワーク実習 (180時間)</p> <p>社会福祉士 全国統一模擬試験</p> <p>後期15週</p> <p>○社会福祉士国家試験 ソーシャルワーク実習 (60時間)</p> <p>卒業</p>	4	<p>入学 4/1</p> <p>1年次スクーリング①②<全員> 宮崎会場 4/13(土) 終日、14(日) 午前中 鹿児島会場 4/20(土) 終日、21(日) 午前中</p> <p>ソーシャルワーク実習スクーリング①<実習対象者> 宮崎会場 4/14(日) 午後 鹿児島会場 4/21(日) 午後</p>	
5			5	<p>ソーシャルワーク実習スクーリング②③<実習対象者> 宮崎会場 2日間平日終日を予定</p>	
6			6	<p>1年次スクーリング③④<全員> 宮崎会場 6/22(土)、23(日) 両日終日</p>	
7			7	<p>1年次スクーリング③④<全員> 鹿児島会場 6/29(土)、30(日) 両日終日</p>	
8			8	<p>▷レポート提出① (8/1～8/5)</p> <p>ソーシャルワーク実習<実習対象者> (8h×23日:平日)</p> <p>①180時間 ②240時間のうち180時間</p> 	
9			9		
10			10		
11			11		
12			12		
令和7年 1			令和7年 1		<p>▷レポート提出② (12/1～12/5)</p>
2			2		<p>ソーシャルワーク実習<実習対象者> (8h×7日:平日) ②240時間のうち60時間</p>
3	3	<p>▷レポート提出③ (3/1～3/5)</p>			
	4				
	5	<p>ソーシャルワーク実習スクーリング④⑤<実習対象者> 宮崎会場 5/25(日)、26(月)</p>			
	6	<p>▷レポート提出④ (6/1～6/5)</p>			
	7	<p>2年次スクーリング①②③④<全員> 鹿児島会場 7/12(土)、13(日) 両日終日 7/26(土)、27(日) 両日終日</p>			
	8	<p>2年次スクーリング①②③④<全員> 宮崎会場 8/1(金)～4(月) 終日</p>			
	9	<p>○国家試験出願 修了 (卒業)</p> <p>模擬試験・受験対策講座</p>			
	10				
	11				
		<p>○社会福祉士国家試験 (令和8年2月)</p>			



卒業式 (3月)



卒業式 (3月)

8

社会福祉士実習施設一覧表

	施設名及び施設種別	法人名	住所
1	延岡市岡富地域包括支援センター	(財)延岡市高齢者福祉協会	宮崎県延岡市
2	日向市社会福祉協議会	(福)日向市社会福祉協議会	宮崎県日向市
3	都城市社会福祉協議会	(福)都城市社会福祉協議会	宮崎県都城市
4	障害者支援施設 エデンの園	(福)エデンの園	宮崎県東諸県郡国富町
5	介護老人福祉施設 三愛園 (宮崎市檳南地区地域包括支援センター)	(福)親和会	宮崎県宮崎市
6	救護施設 すみよし	(福)宮崎福祉会	宮崎県宮崎市
7	介護老人福祉施設 河鹿の里 (日南市北地区地域包括支援センター)	(福)愛泉会	宮崎県日南市
8	日南市社会福祉協議会	(福)日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市
9	障害者支援施設 ゆうかり学園	(福)ゆうかり	鹿児島県鹿児島市
10	障害児入所施設 あさひが丘学園	(福)落穂会	鹿児島県鹿児島市
11	鹿屋市社会福祉協議会	(福)鹿屋市社会福祉協議会	鹿児島県鹿屋市
12	障害者支援施設 新樹楽園	(福)天上会	鹿児島県鹿屋市
13	介護老人福祉施設 鹿屋長寿園	(福)恵仁会	鹿児島県鹿屋市
14	介護老人福祉施設 星空の都なかごう	(福)常緑会	宮崎県都城市
15	児童養護施設 南さつま子どもの家	(福)明澈会	鹿児島県南さつま市
16	おぐら病院	(医)恒心会	鹿児島県鹿屋市
17	介護老人保健施設 ひむか苑	(財)潤和リハビリテーション振興財団	宮崎県宮崎市
18	宮崎市木花・青島地区地域包括支援センター	(福)愛鍼福祉会	宮崎県宮崎市
19	宮崎医療センター病院	(医社団)晴緑会	宮崎県宮崎市
20	都城市妻ヶ丘・小松原地区地域包括支援センター	(福)常緑会	宮崎県都城市
21	相談支援事業所 あすか	(福)龍口会	宮崎県串間市
22	介護老人保健施設 サンフローラみやざき	(福)慶明会	宮崎県東諸県郡国富町
23	介護老人保健施設 愛と結の街	(公財)慈愛会	鹿児島県鹿児島市
24	鹿児島市社会福祉協議会	(福)鹿児島市社会福祉協議会	鹿児島県鹿児島市
25	特別養護老人ホーム 旭ヶ丘園	(福)旭生会	鹿児島県平川町
26	キラメキテラス ヘルスケアホスピタル	(医)玉昌会	鹿児島県鹿児島市
27	就労継続支援事業所 R e n	(株)連	宮崎県日南市
28	特定非営利活動法人 オレンジ	(特非)オレンジ	宮崎県宮崎市
29	宮崎大学医学部附属病院	(大)宮崎大学	宮崎県宮崎市
30	特定非営利活動法人 Happy Crayon	(特非)Happy Crayon	宮崎県日南市
31	特別養護老人ホーム 涼松	(福)そてつ会	鹿児島県南九州市
32	障害者支援施設 竹山苑	(福)そてつ会	鹿児島県指宿市
33	相談支援事業所 ともいき	(福)そてつ会	鹿児島県指宿市
34	宮崎市住吉地区地域包括支援センター	(福)信和会	宮崎県宮崎市
35	特別養護老人ホーム はまゆうの里	(福)徳榮会	宮崎県日南市
36	宮崎市本郷地区地域包括支援センター	(福)春光会	宮崎県宮崎市
37	小規模多機能型居宅介護 とみよし	(福)慶明会	宮崎県宮崎市
38	特別養護老人ホーム ゴールデンレイク	(福)愛鍼福祉会	宮崎県宮崎市
39	曾於市社会福祉協議会	(福)曾於市社会福祉協議会	鹿児島県曾於市
40	小林市社会福祉協議会	(福)小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市
41	薩摩川内市社会福祉協議会	(福)薩摩川内市社会福祉協議会	鹿児島県薩摩川内市
42	障害福祉サービス事業所 清水台通所センター	(福)光陽会	宮崎県西都市
43	特別養護老人ホーム ほほえみの園	(福)スマイリング・パーク	宮崎県都城市
44	障害者支援施設 宮崎リハビリテーションセンター	(福)善仁会	宮崎県宮崎市
45	始良市社会福祉協議会	(福)始良市社会福祉協議会	鹿児島県始良市
46	霧島市社会福祉協議会	(福)霧島市社会福祉協議会	鹿児島県霧島市
47	宮崎東病院	(独)国立病院機構	宮崎県宮崎市
48	ブライトハウス住吉	(福)清樹会	宮崎県宮崎市

※ 実習指導者の異動等により実習受け入れが難しい場合もあります。又、新規実習施設として追加予定の施設もありますのでご確認ください。

9 介護福祉士実習施設一覧表

	施設名及び施設種別	法人名	住所
1	特別養護老人ホーム みやざき荘	(福)宮崎県社会福祉事業団	宮崎県宮崎市
2	特別養護老人ホーム ゴールデンレイク	(福)愛鍼福祉会	宮崎県宮崎市
3	高齢者総合福祉施設 昭寿園	(福)敬和会	宮崎県日南市
4	特別養護老人ホーム 寿楽園	(福)黒潮会	宮崎県串間市
5	特別養護老人ホーム わにつか荘	(福)善仁会	宮崎県宮崎市
6	特別養護老人ホーム くろしおの里	(福)協同福祉会	宮崎県日南市
7	特別養護老人ホーム 高崎苑	(福)健生会	宮崎県都城市
8	障害者支援施設 清友の里	(福)清光会	宮崎県宮崎市
9	障害者支援施設 北郷荘	(福)善興会	宮崎県日南市
10	介護老人保健施設 みどりの丘	(医)慶和会	宮崎県日南市
11	特別養護老人ホーム ルービンの里	(福)福寿会	鹿児島県肝属郡
12	特別養護老人ホーム 賀寿園	(福)隆愛会	鹿児島県志布志市
13	特別養護老人ホーム 河鹿の里	(福)愛泉会	宮崎県日南市
14	介護老人保健施設 長寿の里	(医)秀英会	宮崎県串間市
15	介護老人保健施設 ハイム苑	(医)愛鍼会	宮崎県日南市
16	介護老人保健施設 信愛ホーム	(医社団)高信会	宮崎県宮崎市
17	特別養護老人ホーム 裕生園	(福)信愛会	宮崎県宮崎市
18	特別養護老人ホーム 霧島荘	(福)宮崎県社会福祉事業団	宮崎県都城市
19	特別養護老人ホーム やっちく	(福)松山やっちく会	鹿児島県曾於市
20	障害者支援施設 すみよしの里	(福)博風会	鹿児島県曾於市
21	障害者支援施設 光祐の里	(福)松風会	鹿児島県肝属郡
22	小規模多機能型居宅介護事業所 シルヴァーリージャ	(福)愛鍼福祉会	宮崎県宮崎市
23	認知症対応型共同生活介護 賀寿園グループホーム 愛	(福)隆愛会	鹿児島県志布志市
24	認知症対応型共同生活介護 グループホーム くろしお	(福)協同福祉会	宮崎県日南市
25	認知症対応型共同生活介護 グループホーム 松山あじさい	(福)松山やっちく会	鹿児島県志布志市
26	障害者支援施設 宮崎リハビリテーションセンター	(福)善仁会	宮崎県宮崎市
27	障害者支援施設 あすか園	(福)龍口会	宮崎県串間市
28	障害者支援施設 つよし寮	(福)つよし会	宮崎県日南市
29	日南病院	(福)愛泉会	宮崎県日南市
30	特定非営利活動法人 心の芽	(特非)心の芽	宮崎県日南市
31	住宅型有料老人ホーム 心の里	(株)心の里	宮崎県日南市
32	有料老人ホーム 幸せホームあすか	(福)龍口会	宮崎県串間市
33	介護付有料老人ホーム ロイヤルガーデン日南	(医)慶和会	宮崎県日南市
34	みなとデイサービス	(株)みなとグループ	宮崎県日南市

※ 新規実習施設として追加予定の施設もありますのでご確認ください。

10

相談援助業務・指定施設に関する資料

1. 指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。(次表の施設種類欄内の番号は、通知(原典)の事項番号です。)

実務経験申告書の「所属していた(している)施設種類」、「職種」及び「実務経験コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」、「職種」及び「実務経験コード」を記入してください。

児童分野		実務経験コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	児童相談所 1-(2)	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設 1-(3)	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員(少年を指導する職員)	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設 1-(4)	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター(障害児通所支援事業) 1-(5)	★児童指導員(※2)	1561
		★保育士(※3)	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 [知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)] 2-(32)	★児童指導員(※2)	1391
		★保育士(※3)	1392
	知的障害児通園施設 2-(32)	★児童指導員(※2)	1401
		★保育士(※3)	1402
	盲ろうあ児施設 [盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設] 2-(32)	★児童指導員(※2)	1411
		★保育士(※3)	1412
肢体不自由児施設 [肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設] 2-(32)	★児童指導員(※2)	1421	
	★保育士(※3)	1422	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設) 1-(6)	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
重症心身障害児施設 2-(33)	★児童指導員(※2)	1441	
	★保育士(※3)	1442	
	心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443	
児童自立支援施設 1-(7)	児童自立支援専門員	1451	
	児童生活支援員	1452	
	個別対応職員	1453	
	家庭支援専門相談員	1454	
	職業指導員	1455	
児童家庭支援センター 1-(8)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461	

児童分野			実務経験コード		
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種				
児童福祉法	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★指導員(※1)	1571	
			★児童指導員(※2)	1572	
			★保育士(※3)	1573	
			児童発達支援管理責任者	1574	
			★障害福祉サービス経験者(※4)	1575	
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576	
		医療型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★児童指導員(※2)	1572	
			★保育士(※3)	1573	
			児童発達支援管理責任者	1574	
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576	
			放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(9)	★指導員(※1)	1571
				★児童指導員(※2)	1572
	★保育士(※3)	1573			
	児童発達支援管理責任者	1574			
	★障害福祉サービス経験者(※4)	1575			
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576			
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	1577		
		児童発達支援管理責任者	1574		
	保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	1577		
		児童発達支援管理責任者	1574		
障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員	1581			
乳児院 2-(2)	児童指導員	2511			
	保育士	2512			
	個別対応職員	2513			
	家庭支援専門相談員	2514			
	里親支援専門相談員	2515			
	指定発達支援医療機関 「肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの」 2-(13)	★児童指導員(※2)	2451		
	★保育士(※3)	2452			
児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(21)	相談援助業務を行っている指導員	2531			
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている職員	2561			
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081			
利用者支援事業を行っている施設 2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2901			
児童デイサービス事業(障害児通園事業) 2-(12)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291			
地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2441			
心身障害児総合通園センター 2-(20)	相談援助業務を行っている職員	2521			
子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業」 2-(22)	相談援助業務を行っている職員	2541			
他	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設 2-(28)	★児童指導員(※2)	2581		
		★保育士(※3)	2582		
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 2-(72)	スクールソーシャルワーカー	2741		
	子ども家庭総合支援拠点 2-(75)	相談援助業務を行っている職員	5091		
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所 2-(83)	医療的ケア児等コーディネーター	5111			
注意事項					
<p>(※1) 「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>(※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。</p> <p>★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。</p>					

高 齢 者 分 野			実務経験 コード
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介 護 保 険 法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 1-22	生活相談員 1011
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1012
		介護老人保健施設 1-22	支援相談員 1021
			相談指導員 1023
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1022
	介護医療院 1-22	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1611	
	指定介護療養型医療施設 1-22	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 1031	
	地域包括支援センター 1-23	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) 1041	
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 〔指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む〕 2-4	生活相談員 2221	
		計画作成担当者 2222	
	指定通所介護を行う施設 〔基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む〕 2-41、2-45	生活相談員 2011	
		生活指導員 2012	
	指定短期入所生活介護を行う施設 〔基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む〕 2-41	生活相談員 2051	
		生活指導員 2052	
	指定通所リハビリテーションを行う施設 〔指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-42	支援相談員 2091	
	指定短期入所療養介護を行う施設 〔指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-42	支援相談員 2111	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-43	オペレーター 2771	
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-44	オペレーションセンター従業者 2781	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む〕 2-46	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2151	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕 2-46	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2171	
指定複合型サービスを行う施設 2-46	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2791		
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 2-47	生活相談員 2191		
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2192		
居宅介護支援事業を行っている事業所 2-48	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2201		
介護予防支援事業を行っている事業所 2-49	担当職員 2211		
第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-49	担当職員 2911		
注意事項 (※5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。			

高 齢 者 分 野			実務経験 コード
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム 1 - (20)	生活相談員	1 0 5 1
		生活指導員	1 0 5 2
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1 - (20)	生活相談員	1 0 6 1
		生活指導員	1 0 6 2
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム (A型、B型)、 ケアハウスを含む〕 1 - (20)	生活相談員	1 0 7 1
		生活指導員	1 0 7 2
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1 - (20)	相談・指導を行う職員	1 0 8 1
	老人短期入所施設 1 - (20)	生活相談員	1 0 9 1
		生活指導員	1 0 9 2
	老人デイサービスセンター 1 - (20)	生活相談員	1 1 0 1
生活指導員		1 1 0 2	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1 - (20)	相談援助業務を行っている職員	1 1 1 1	
有料老人ホーム 2 - (3)	生活相談員	2 2 7 1	
そ の 他	高齢者総合相談センター 2 - (8)	相談援助業務を行っている相談員	2 2 8 1
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2 - (50)	生活援助員	2 2 5 1
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2 - (51)	相談援助業務を行っている生活援助員	2 2 6 1
	サービス付き高齢者向け住宅 2 - (52)	相談援助業務を行っている職員	2 8 0 1

障 害 者 分 野			実務経験 コード
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
身 体 障 害 者 福 祉 法	身体障害者更生相談所 1 - (12)	身体障害者福祉司	1 3 2 1
		心理判定員	1 3 2 2
		職能判定員	1 3 2 3
		ケース・ワーカー	1 3 2 4
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター〕 1 - (13)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1 3 3 1
点字図書館 2 - (29)	相談援助業務を行っている職員	2 3 2 1	
精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律	精神保健福祉センター 1 - (14)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1 3 4 1
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1 3 4 2
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1 3 4 3
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1 3 4 4
知 的 障 害 者 福 祉 法	知的障害者更生相談所 1 - (19)	知的障害者福祉司	1 3 5 1
		心理判定員	1 3 5 2
		職能判定員	1 3 5 3
		ケース・ワーカー	1 3 5 4

障 害 者 分 野			実務経験 コード		
施 設 種 類	相談援助業務の実務経験として認められる職種				
障 害 者 総 合 支 援 法	障害者支援施設		★生活支援員（※7）	1 1 2 1	
			就労支援員	1 1 2 2	
		1 - (24)	サービス管理責任者	1 1 2 3	
	地域活動支援センター	1 - (25)	★指導員（※7）	1 1 3 1	
	福祉ホーム	1 - (26)	管理人	1 1 4 1	
	基幹相談支援センター	2 - (80)	相談援助業務を行っている職員	5 1 2 1	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	2 - (5)	★生活支援員（※7）	2 8 3 1
				★生活指導員（※7）	2 8 3 2
		身体障害者療護施設	2 - (5)	★生活支援員（※7）	2 8 4 1
				★生活指導員（※7）	2 8 4 2
		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2 - (5)	★生活支援員（※7）	2 8 5 1
				★生活指導員（※7）	2 8 5 2
		身体障害者福祉工場	2 - (5)	★指導員（※7）	2 8 6 1
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	2 - (6)	精神保健福祉士	1 1 9 1
				精神障害者社会復帰指導員	1 1 9 2
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2 - (6)	精神保健福祉士	1 2 0 1
				精神障害者社会復帰指導員	1 2 0 2
	精神障害者福祉工場	2 - (6)	精神保健福祉士	1 2 1 1	
			精神障害者社会復帰指導員	1 2 1 2	
	精神障害者福祉ホーム	2 - (6)	管理人	1 2 2 1	
知的障害者更生支援施設		知的障害者更生施設 (入所、通所)	2 - (7)	★生活支援員（※7）	1 2 3 1
			★生活指導員（※7）	1 2 3 2	
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2 - (7)	★生活支援員（※7）	1 2 4 1	
			★生活指導員（※7）	1 2 4 2	
知的障害者通勤寮	2 - (7)	★生活支援員（※7）	1 2 5 1		
		★生活指導員（※7）	1 2 5 2		
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	1 - (27)	★生活支援員（※7）	1 2 7 1	
			サービス管理責任者	1 2 7 2	
	自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	1 - (27)	★生活支援員（※7）	1 2 8 1	
			サービス管理責任者	1 2 8 2	
	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	1 - (27)	★生活支援員（※7）	1 2 9 1	
			就労支援員	1 2 9 2	
			サービス管理責任者	1 2 9 3	
	就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	1 - (27)	★生活支援員（※7）	1 3 0 1	
			サービス管理責任者	1 3 0 2	
	就労定着支援を行う施設	1 - (27)	就労定着支援員	1 6 2 1	
		サービス管理責任者	1 6 2 2		
自立生活援助を行う施設	1 - (27)	地域生活支援員	1 6 3 1		
		サービス管理責任者	1 6 3 2		

注意事項

(※7) 「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障 害 者 分 野			実務経験 コード	
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1 2 6 1
		短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2 3 4 1
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2 3 5 1
		共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2 3 6 1
		共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2 3 7 1
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2 3 8 1
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2 3 9 1
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2 4 3 1
	一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1 5 9 1	
	特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員	1 6 0 1	
相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員	2 8 7 1		
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2 3 0 1	
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2 3 0 2	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2 4 6 1	
		就労支援を担当する職員	2 4 6 2	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(65)	障害者職業カウンセラー	2 4 7 1	
		障害者職業カウンセラー	2 4 8 1	
	地域障害者職業センター 2-(66)	職場適応援助者	2 4 8 2	
		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2 7 1 1	
	障害者就業・生活支援センター 2-(70)	主任就業支援担当者	2 5 0 1	
		就業支援担当者	2 5 0 2	
		主任職場定着支援担当者	2 5 0 3	
生活支援担当職員	2 5 0 4			
安定法	職業 公共職業安定所 2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	2 9 8 1	
		発達障害者雇用トータルサポーター	2 9 8 2	
		雇用トータルサポーター（大学等支援分）	2 9 8 3	
その他	知的障害者福祉工場 2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2 3 1 1	
	聴覚障害者情報提供施設 2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2 3 3 1	
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(37)	地域体制整備コーディネーター	2 7 3 1	
		地域移行推進員	2 7 3 2	
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2 8 1 1	
		地域移行推進員	2 8 1 2	
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(39)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2 8 2 1	
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設 2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2 8 8 1	
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2 4 9 1	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2 9 2 1		

その他の分野			実務経験 コード		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種			
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511		
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512		
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513		
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1514		
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521		
		1-(11) 退院後生活環境相談員	1522		
生活保護法	救護施設	1-(15) 生活指導員	1491		
	更生施設	1-(15) 生活指導員	1501		
	授産施設	2-(1) 指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591		
	宿所提供施設	2-(1) 指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601		
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63) 就労支援員	2931		
	日常生活支援住居施設	2-(84) 生活支援員 生活支援提供責任者	5181 5182		
自立生活困窮者支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員	2941 2942		
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	2943		
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労準備支援担当者	2944		
	2-(62) 家計改善支援員(家計相談支援員を含む)		2945		
		査察指導員(指導監督を行う職員) 身体障害者福祉司(指導監督を行う職員) 知的障害者福祉司(指導監督を行う職員) 老人福祉指導主事(指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員 婦人相談員 母子・父子自立支援員、母子相談員	1471 1472 1473 1474 1481 1482 1483 1484 1485 1486		
社会福祉法	福祉事務所	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487		
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488		
		1-(16) 隣保館	2-(9) 相談援助業務を行っている指導職員 専門員	2611 2621	
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	2-(10) 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者〕 〔その他要援護者に対するものに限る。〕	2622	
		市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	2-(11) 福祉活動専門員	2631	
			相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者〕 〔その他要援護者に対するものに限る。〕	2632	
		売春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531
				1-(17) 判定員(心理・職能判定員)	1532
				婦人相談員	1533
			婦人保護施設	1-(18) 入所者を指導する職員	1541
保健法 母子	母子健康包括支援センター	2-(76) 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171		
	産後ケア事業を実施する施設	2-(85) 相談に応ずる職員	5191		

その他の分野			実務経験 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
並びに 母子及び父子 寡婦福祉法	母子・父子福祉センター 1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
施設 刑事収容 法	刑事施設 2-(16)	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年 院法	少年院 2-(16)	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
別 所法	少年鑑別所 2-(16)	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
保 護 法	地方更生保護委員会 2-(17)	保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所 2-(17)	保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更 生 保 護 法	更生保護施設 2-(18)	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁 判 所 法	家庭裁判所 2-(81)	家庭裁判所調査官	5131
補 償 保 険 法	労働者災害 労災特別介護施設 2-(19)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律	難病相談支援センター 2-(73)	難病相談支援員	5061
成 年 後 見 制 度 の 利 用 に 関 す る 法 律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に おいて設置される中核機関 2-(79)	相談援助業務を行っている職員	5141
そ の 他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等 就業・自立支援事業を行っている施設 2-(23)	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(26)	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(27)	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター 2-(53)	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕 2-(54)	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(55)	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター 2-(56)	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(57)	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター 2-(58)	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(59)	相談援助業務を行っている職員	2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 2-(61)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
	家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(61)	就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(74)	支援コーディネーター	5071
地域若者サポートステーション 2-(77)	相談援助業務を行っている職員	5151	
子ども・若者総合相談センター 2-(78)	相談援助業務を行っている職員	5161	
厚生労働大臣が個別に認めた施設（※） 2-(86)	相談援助業務を行っている相談員	9999	

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード9999）が、厚生労働大臣の個別認定にあたっては別途基準が定められています。事前にご連絡ください。なお、認定申請書類の提出が必要となりますので、個別認定を希望する方の出願は第1回出願期間締切までとさせていただきます。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	実務経験コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過のデイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕	生活援助員	3101
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

入学願書の記入方法

(様式1)

入学願書

※令和 年 月 日

学校法人 宮崎総合学院
宮崎福祉医療カレッジ 校長 殿

※番号

※は学校記入欄です。

◇志望する課程に✓印を付けてください。

✓	学科・課程	修業年限
<input checked="" type="checkbox"/>	社会福祉士学科 昼間課程 (通学)	1年
<input type="checkbox"/>	社会福祉士学科 通信課程 <small>希望スクーリング会場 (いずれかに○をつける) 1. 宮崎 ・ 2. 鹿児島</small>	1年6ヵ月

フリガナ	ミヤザキユウコ	性別	男・女
氏名	宮崎優子		
生年月日(和暦)	平成11年7月23日生(満24歳)	<small>令和6年4月1日現在の年齢を記入</small>	
現住所	(〒880-1212) 宮崎市総合町7-8-9		
電話番号	(自宅) 0985-12-3456 (携帯) 090-1234-5678		
メールアドレス	y-miyazaki@example.com		
合否通知先	<small>※現住所以外に送付を希望する場合のみ記入のこと。</small> (〒)		
現在の勤務先	所在地 名称 所 属 TEL ()		
最終学歴	宮崎総合学院 <small>4年制 短期大学() 社会福祉学部 令和5年3月卒業</small> 高等学校() 社会福祉学科 卒業		
主な職歴	<small>■必ずご記入ください</small> 従事した期間 職 歴 年月～年月 年月～年月 年月～年月		
取得資格(福祉系)	取得年月 資格名 取得年月 資格名 年月 年月 年月 年月		
入学資格(該当する番号に○をつけてください)	<input type="checkbox"/> ①4年制大学等卒業 <input type="checkbox"/> ②3年制短期大学等卒業+実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> ③2年制短期大学等卒業+実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> ④実務経験4年以上 <small>(実務経験コード)</small>		
どちらか一方に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 社会福祉士ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修を申請致します。(鹿児島/宮崎) <small>(卒業の必要書類を提出しお申し込みをします。出願前に学校へご届出ください)</small> <input type="checkbox"/> 社会福祉士ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の免除を申請致します。 <small>(免除希望者は、1年以上の継続就業履歴に従事していたことを証明する実務経験申告書・実務経験証明書を添付してください)</small>		

6ページを参照し、第7条3号、6号、10号、11号いずれのルートでの入学に該当するかご確認の上、①～④に○をつけてください。

【履修科目免除】
ソーシャルワーク実習免除対象者及びソーシャルワーク実習指導免除対象者は、下枠に○をご記入ください。

実務経験証明書 (個票) <福祉関係施設 (事務所) 職員用> の記入方法

(様式3) (事業所記入用)

実務経験証明書 (個票)

(福祉関係施設 (事務所) 職員用)

フリガナ	ミヤザキユウコ	生年月日(和暦)
氏名	宮崎優子	平成4年7月12日 (満31歳) <small>令和6年4月1日現在の年齢を記入</small>
職 種	生活相談員	
(1) 上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において勤務している者であることを証明します。 (2) 上記の者は、平成27年4月1日より令和2年3月31日まで当施設・機関において勤務していたことを証明します。 令和5年9月1日 所 在 地 宮崎市総合町7-8-9 法 人 名 医療法人 宮崎総合学院 施設・機関名 介護老人福祉施設 宮崎総合学院 電 話 番 号 0985-12-3456 施設・機関代表者名 宮崎太郎		

(注) 1. 所属長等の証明書は、各施設・機関毎に提出すること。
2. 必要部数コピーして使用すること。
3. 職種の入力で、◎「介護職員兼介護支援専門員」と表記しない。国が指定する職種以外は認められません。(P10～18参照)

在職中の方は、(1)にご記入ください。過去の職歴証明として使用する場合は、(2)に在職した期間をご記入ください。

実務経験証明書（個票）〈医療機関職員用〉の記入方法

(様式4) (事業所記入用)

実務経験証明書（個票）

〈医療機関職員用〉

フリガナ	ミヤ ザキ ユウ コ	生年月日(和暦)
氏名	宮崎優子	平成4年7月12日 (満31歳) <small>令和6年4月1日現在の年齢を記入</small>
医療機関別	病院・診療所	
業務内容	<small>※以下の全ての相談援助業務を行っている専任の職員。 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の退院に当たっての社会復帰の相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動</small>	
(1) 上記の者は、 年 月 日から当医療機関において勤務している者であることを証明します。 (2) 上記の者は、平成27年 4 月 1 日から令和2年 3 月 31 日まで当医療機関において勤務した者であることを証明します。 令和 5 年 9 月 1 日 所在地 宮崎市総合町7-8-9 法人名 医療法人 宮崎総合学院 医療機関名 宮崎総合学院 電話番号 0985 - 12 - 3456 医療機関代表者名 宮崎太郎		

(注) 1. 所属長等の証明書は、各医療機関毎に提出すること。
2. 必要部数コピーして使用すること。

在職中の方は、(1)にご記入ください。過去の職歴証明として使用する場合は、(2)に在職した期間をご記入ください。

修学支援申請書の記入方法

(様式6)

修学支援申請書

令和 年 月 日

学校法人 宮崎総合学院
宮崎福祉医療カレッジ
校長 殿

(申請者)

課程 昼間課程(通学)・通信課程

住所 宮崎市総合町7-8-9

氏名 宮崎優子

私は、下記の項目に該当しますので、選考料等の免除を申請いたします。

該当に○印	支 援 制 度 名
○	①キャリアパス支援制度 (本校の社会福祉士実習指定施設) 事業所名 _____
○	①キャリアパス支援制度 (本校の介護福祉士実習指定施設) 事業所名 _____
○	②1. ライセンス取得支援制度 大学名 _____ () 度 卒業・卒業予定
○	②2. ライセンス取得支援制度 業種 _____ 会社名 _____
○	③スキルアップ支援制度 ※ 資格名 _____

※スキルアップ支援制度を活用される方は、以下の資格者証・登録証の写しを添付してください。
(例) 精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、看護師

実務経験申告書の記入方法

所属していた（している）施設種類と、職種は、10～18ページを参照し、記載どおり
A施設種類名・**B**職種名を省略せず正式名称でご記入ください。
 ※勤務先の名称、職種名ではありません。

※10～18ページの表をご確認ください。

高齢者分野		実務経験コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護保険 1-02 指定介護老人福祉施設	生活相談員	1011
	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	支援相談員	1021
	相談指導員	1023
介護老人保健施設	介護支援専門員	...

(様式2)

(本人記入用)

実務経験申告書

令和 年 月 日

学校法人 宮崎総合学院
 宮崎福祉医療カレッジ
 校長 殿

(申請者)

住所 宮崎市総合町7-8-9
 氏名 宮崎優子

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告いたします。

所属していた(している)施設種類*	職種*	期 間	証 明 権 者
A 指定介護老人福祉施設	B 生活相談員	平成27年 4 月 1 日 ~ 令和2年 3 月 31 日	宮崎太郎
実務経験コード C	1011	年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード		年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード		年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード		年 月 日 ~ 年 月 日	

在職中の方は、期間の開始日のみの記入です。

証明権者は、(様式3)または(様式4)の実務経験証明書(個票)にて証明してもらっている施設・機関代表者名、医療機関代表者名をご記入ください。

- ※勤務先の施設名・職種ではなく、本要項の10～18ページを参照し、正式な名称を記入すること。
- (注) 1. 所属長等の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。
 2. 実務経験として認められる指定施設及び相談援助業務については、本要項の⑩を参照して、規定年数等を確認の上、適用条項を記入すること。
 3. 職種を証明する資格証・登録証の写しを添付すること。
 (例) 精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、看護師

実務経験コードは、10～18ページを参照し、ご自分の該当する**C**職種のコード番号をご記入ください。

(様式1)

入学願書

学校法人 宮崎総合学院

宮崎福祉医療カレッジ 校長 殿

※令和 年 月 日

※番号

※は学校記入欄です。

◇志望する課程に✓印を付けてください。

✓	学科・課程	修業年限
<input type="checkbox"/>	社会福祉士学科 昼間課程 (通学)	1年
<input type="checkbox"/>	社会福祉士学科 通信課程 希望スクーリング会場 (いずれかに○をつける) 1. 宮崎 ・ 2. 鹿児島	1年6ヵ月

正面上半身脱帽
証明書用写真貼付

写真の裏に氏名を記入
して完全に貼付する。

タテ4cm

×

ヨコ3cm

フリガナ				性別	男・女			
氏名								
生年月日(和暦)	年	月	日生(満歳)	令和6年4月1日現在の年齢を記入				
現住所	(〒 -)							
電話番号	(自宅)	-	-	(携帯)	-			
メールアドレス								
可否通知先	※現住所以外に送付を希望する場合のみ記入のこと。 (〒 -)							
現在の勤務先	(〒 -) 所在地 名称 所属			TEL	()			
最終学歴	大学(年制)	短期大学(年制)	高等学校(年制)	学部	年月			
	学 校(年制)			学科	卒業・卒業見込			
主な職歴 ■必ずご記入 ください	従事した期間	職 歴						
	年月～ 年月							
	年月～ 年月							
取得資格 (福祉系)	取得年月	資格名	取得年月	資格名				
	年月		年月					
	年月		年月					
入学資格 (該当する 番号に○を 付けてください)	①4年制大学等卒業 ②3年制短期大学等卒業+実務経験1年以上 ③2年制短期大学等卒業+実務経験2年以上 ④実務経験4年以上			〈実務経験コード〉 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>				

どちらか一方に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	社会福祉士ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修を申請致します。(鹿児島/宮崎) (実習の概要を説明した後に願書を受理します。出願前に学校へご連絡頂くか学校説明会へご参加ください)
<input type="checkbox"/>	社会福祉士ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の免除を申請致します。 (免除希望者は、1年以上の相談援助業務に従事していたことを証明する実務経験申告書・実務経験証明書を添付してください)

実務経験申告書

令和 年 月 日

学校法人 宮崎総合学院
宮崎福祉医療カレッジ
校長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

私の相談援助に関する実務経験は、次のとおりですので、所属長等の証明書を添えて、申告いたします。

所属していた(している) 施設種類*	職 種*	期 間	証 明 権 者
		年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード			
		年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード			
		年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード			
		年 月 日 ~ 年 月 日	
実務経験コード			

※勤務先の施設名・職種ではなく、本要項の10~18ページを参照し、正式な名称を記入すること。

(注) 1. 所属長等の証明事項は、上記本欄の内容と一致すること。

2. 実務経験として認められる指定施設及び相談援助業務については、本要項の⑩を参照して、規定年数等を確認の上、適用条項を記入すること。

3. 職種を証明する資格証・登録証の写しを添付すること。

(例) 精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、看護師

実務経験証明書(個票)

〈福祉関係施設(事務所)職員用〉

フリガナ		生 年 月 日 (和暦)
氏 名		年 月 日 (満 歳) 令和6年4月1日現在の年齢を記入
職 種		

(1) 上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において勤務している者であることを証明します。

(2) 上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務していたことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
法 人 名
施 設 ・ 機 関 名
電 話 番 号
施 設 ・ 機 関 代 表 者 名

⑩

- (注) 1. 所属長等の証明書は、各施設・機関毎に提出すること。
2. 必要部数コピーして使用すること。
3. 職種の記入で、⑩「介護職員兼介護支援専門員」と表記しない。国が指定する職種以外は認められません。(P10~18参照)

実務経験証明書(個票)

〈医療機関職員用〉

フリガナ		生年月日(和暦)
氏名		年 月 日 (満 歳) 令和6年4月1日現在の年齢を記入
医療機関別	病 院 ・ 診 療 所	
業務内容	※以下の全ての相談援助業務を行っている専任の職員。 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の退院に当たっての社会復帰の相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	
(1) 上記の者は、 年 月 日から当医療機関において勤務している者であることを証明します。		
(2) 上記の者は、 年 月 日から 年 月 日まで当医療機関において勤務した者であることを証明します。		
令和 年 月 日		
所在地		
法人名		
医療機関名		
電話番号		
医療機関代表者名 ⑩		

(注) 1. 所属長等の証明書は、各医療機関毎に提出すること。

2. 必要部数コピーして使用すること。

修学支援申請書

令和 年 月 日

学校法人 宮崎総合学院
宮崎福祉医療カレッジ
校長 殿

〈申請者〉

課程 昼間課程(通学)・通信課程

住所

氏名

私は、下記の項目に該当しますので、選考料等の免除を申請いたします。

該当に○印	支援制度名
	①キャリアパス支援制度(本校の社会福祉士実習指定施設) 事業所名 _____
	①キャリアパス支援制度(本校の介護福祉士実習指定施設) 事業所名 _____
	②1. ライセンス取得支援制度 大学名 _____ () 度 卒業・卒業予定
	②2. ライセンス取得支援制度 業種 _____ 会社名 _____
	③スキルアップ支援制度 ※ 資格名 _____

※スキルアップ支援制度を活用される方は、以下の資格者証・登録証の写しを添付してください。

(例) 精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、看護師

A O入試制度

【A O入試特典】入学金（200,000円）と選考料（20,000円）免除

A O入試とは、入学希望者自身の人物像と、募集する学校側のある学生像（アドミッションポリシー）を照らし合わせ、大学での成績だけでは評価することのできない側面（個性や意欲を含む）をも考慮した選考方法です。

■宮崎福祉医療カレッジ アドミッションポリシー

1. 将来の夢や目標を明確に持ち、本学への就学を強く希望する方
2. 何事にも熱意をもって取り組むことができる方
3. 職業を通して社会に貢献したいと考えている方

■A Oエントリー

AOエントリー資格	・本校 社会福祉士学科 昼間課程 専願の方。 ・令和5年4月以降に、本校の学校説明会に1回以上参加した方。
受付期間	令和5年7月1日(土)～9月30日(土)
提出書類	A Oエントリーシート、返信用切手（120円×1枚）を郵送または持参にて提出してください。
A O面談	エントリー完了後、当校にて面談を行います。
結果の通知	A O面談で、A O入試での出願にふさわしいと判断された方には、「A O入試出願許可証」を郵送します。 ※A Oエントリーだけでは入学は確定しませんので、ご注意ください。
エントリー方法	A Oエントリーシートは郵送、持参どちらでもエントリーできます。 受付時間 月～金 午前9時～午後5時 ※土日、祝日の持参受付はいたしません。

■A O入試制度による出願

出願資格	A O入試出願許可証を有する方
受付期間	令和5年9月1日(金)～令和6年1月15日(月)
定員	社会福祉士学科昼間課程 10名程度
提出書類	昼間課程の出願書類と、A O入試出願許可証
出願方法	郵送、持参どちらでも出願できます。 受付時間 月～金 午前9時～午後5時 ※土日、祝日の持参受付はいたしません。

(様式7)

社会福祉士学科A Oエントリーシート

学校法人 宮崎総合学院
宮崎福祉医療カレッジ 校長 殿

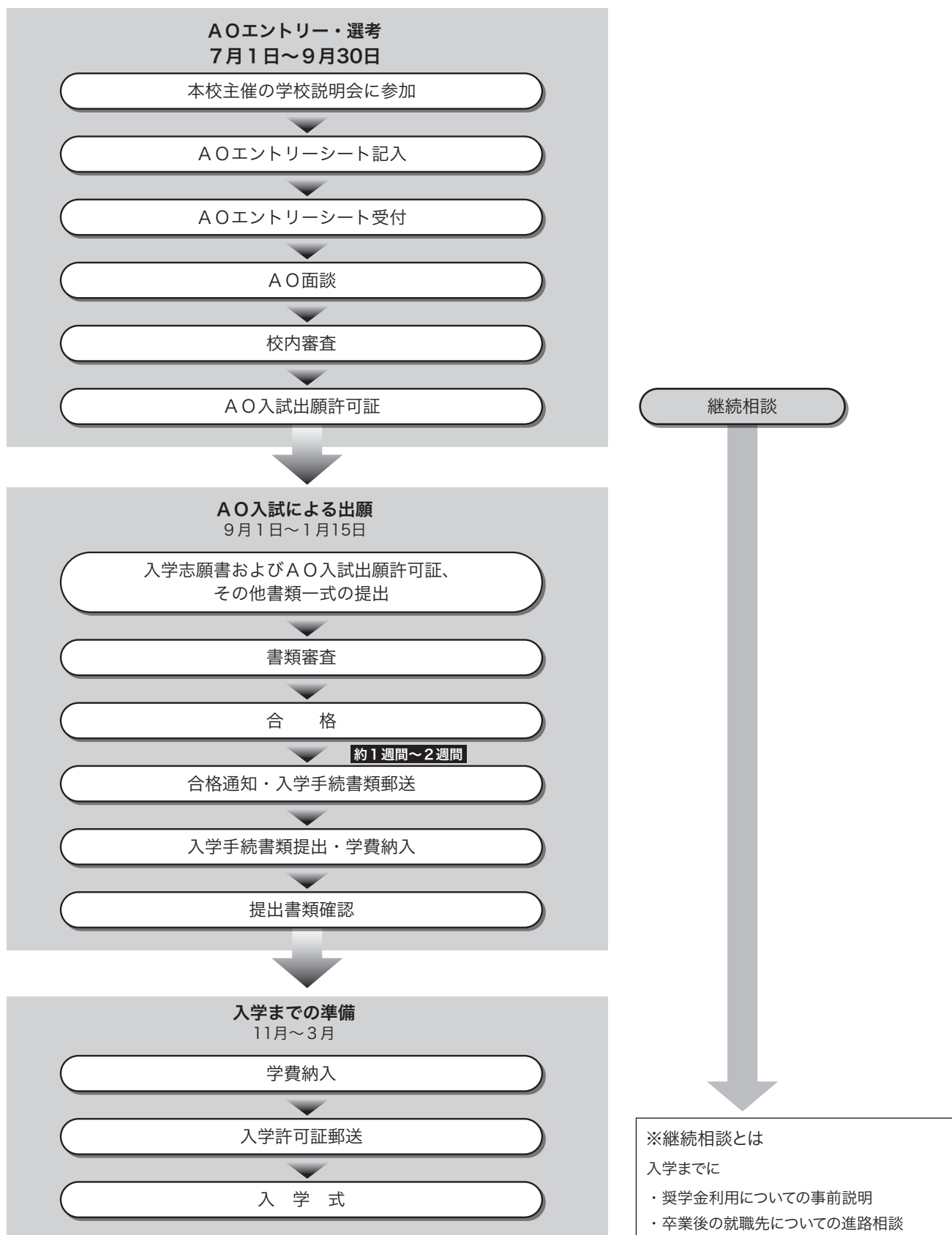
貴校の社会福祉士学科 昼間課程のA O入試にエントリーいたします。

◇以下の内容を確認して、チェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> 貴校の学校説明会に1回以上参加しました。	参加日：令和5年 月 日
---	--------------

フリガナ		電話番号
氏名 (自署)		
生年月日(和暦)	年 月 日生(満 歳)	令和6年4月1日現在の年齢を記入
現住所	(〒)	アパート・マンション名まで正確にご記入ください。
学歴	大学 学部 学科	年 3月 卒業・見込
学校記入欄		

AO入試から入学まで (AOエントリーから入学までの流れ)

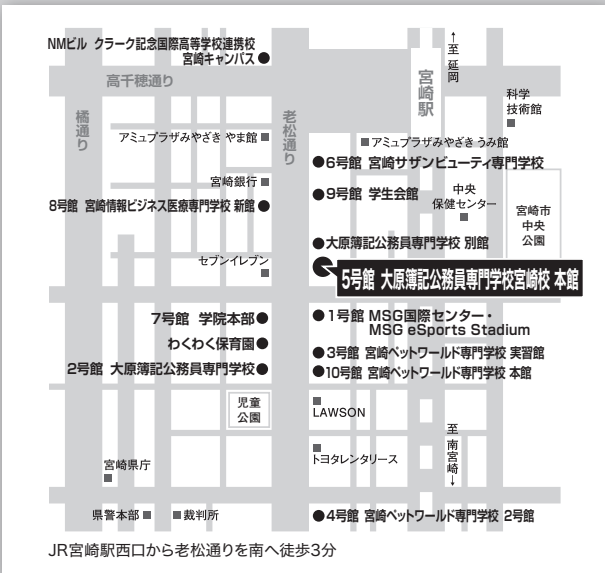


社会福祉士学科宮崎教室



通信課程スクーリング会場

〈宮崎会場〉



〈鹿児島会場〉



MSG大原カレッジリーグ

学校法人 宮崎総合学院

宮崎情報ビジネス専門学校 (2024年4月
校名変更予定)

〒880-0806
宮崎市広島2丁目10番21号 ☎0120-53-1030

大原簿記公務員専門学校宮崎校

〒880-0801
宮崎市老松2丁目1番2号 ☎0120-07-4153

宮崎福祉医療カレッジ

〒887-0013
日南市木山2丁目4番50号 ☎0120-62-1510

社会福祉士学科宮崎教室

〒880-0801 宮崎市老松1丁目3番7号 ☎0985-60-1440

宮崎ペットワールド専門学校

〒880-0801
宮崎市老松1丁目3番5号 ☎0120-77-0985

宮崎サザンビューティ専門学校

〒880-0801
宮崎市老松2丁目1番17号 ☎0120-66-0985

小林看護医療専門学校

〒886-0009
小林市駅南309番地 ☎0120-35-1050

宮崎こども・医療専門学校 (2024年4月
開校予定)

〒880-0806
宮崎市広島2丁目10番21号 ☎0120-53-1030

クラーク記念国際高等学校連携校宮崎キャンパス

〒880-0812
宮崎市高千穂通2丁目6番18号 NMビル 2階 ☎0985-25-4251

学校法人 九州総合学院

九州医学技術専門学校(長崎市)

〒852-8053
長崎市葉山1丁目28番32号 ☎0120-562-125

九州工科自動車専門学校(熊本市)

〒860-0816
熊本市中央区本荘町657番地 ☎096-366-3862

鹿児島情報ビジネス公務員専門学校(鹿児島市)

〒892-0842
鹿児島市東千石町19番32号 ☎099-223-8400

五島日本語学校(長崎県五島市)

〒853-0065
五島市坂の上1丁目8番2号 ☎0959-76-3885

●指定管理事業部

〒880-0802 宮崎市別府町4番22号
TEL 0985(22)0662 FAX 0985(22)0663

■宮崎県

- 青島青少年自然の家
- むかばき青少年自然の家
- 御池青少年自然の家
- 建設技術センター(宮崎県産業開発青年隊)
- 県立農業大学校農業総合研修センター・宮崎県農業科学公園

■宮崎市

- 宮崎市民文化ホール
- 県立霧島自然ふれあいセンター
- 生目の杜運動公園

●キッズ教育サービス

- 企業主導型保育所 わくわく保育園
- 独立行政法人 国立病院機構 院内保育所
- 熊本再春医療センター めだか保育園
- 熊本医療センター 二の丸保育園
- 熊本南病院 ひまわり保育園

学校法人 平和台学園 いずみ幼稚園
社会福祉法人 つよし会

株式会社九州コミュニティーカレッジ
宮崎ファイブシーズホテル
株式会社川越本店 川越株式会社

すべてのお問い合わせ・オープンキャンパスお申込み
<https://www.msg.ac.jp/>